

# 災害時における救援物資の提供に関する協定書

平成31年3月21日

(甲) 鈴 鹿 市

(乙) ダイードリンク株式会社 中京第二支店



## 災害時における救援物資の提供に関する協定

鈴鹿市（以下「甲」という。）とダイドードリンコ株式会社中京第二支店（以下「乙」という。）は、災害時における救援物資提供について、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、災害時における飲料水（以下「物資」という。）の提供に関する乙の甲に対する協力について、必要な事項を定めるものとする。

### （協力の内容）

第2条 市内に震度5強以上の地震・風水害等の災害が発生又は発生するおそれがある場合において、甲の災害対策本部が設置され、その災害対策本部から物資の提供について要請があった場合、乙は以下の内容により協力するものとする。

- （1） 物資提供の数量は、ミネラルウォーター500ml（24本入り／ケース）を50ケース（1,200本）とする。また、甲、乙協議により災害の状況を勘案し決定するものとする。なお、物資提供時の費用については、乙の負担とする。
- （2） 乙は、速やかにフォロー体制を整えるなど万全を期するものとする。ただし、道路不通及び停電等により供給に支障が生じた場合は、甲との協議により対策を練るものとする。

### （申請の手続）

第3条 甲は、この協定による要請を行う場合は、救援物資提供要請書（別紙様式）をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話等により要請することができるものとし、後日速やかに文書を提出するものとする。

### （期間）

第4条 この協定の有効期限は、協定締結の日から5年間とし、甲乙いずれから協定解消の申出がないかぎり同一内容をもって継続するものとする。  
2 前項の解消の申出は、1ヶ月前までに相手方に申し出るものとする。

(協議)

第5条 この協定に定めるもののほか、この協定の実施に関して必要な事項又はその他この協定に定めがない事項については、その都度甲乙間で協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成31年3月21日

甲 三重県鈴鹿市神戸一丁目18番18号

鈴鹿市

鈴鹿市長 末松 則子

乙 三重県津市あのかつ台二丁目2番11

ダイードリンク株式会社 中京第二支店

支店長 山田 哲生

別紙様式

救援物資提供要請書

年 月 日

ダイドードリンコ株式会社 中京第二支店

支店長 様

鈴鹿市 鈴鹿市長

災害時における救援物資の提供に関する協定第3条の規定により、次のとおり要請します。

飲料水の種類及び数量	
物資搬入希望日時	
物資搬入場所	
物資搬入等における 鈴鹿市の担当者	
その他	